

裁判例	受傷内容	入院期間	通院期間	通院実日数	請求金額	認定額	考慮要素	特筆すべき考慮要素
1 東京地判平成21年11月30日	頸椎捻挫, 腰部挫傷, 左下肢挫傷, 右肘挫傷等	なし	40日間	4日間	36万円	30万円	通院期間, 通院実日数, 傷害の部位・程度, 本件事故の態様等	
2 東京地判平成25年7月22日	油による火傷	47日間	88ヶ月間	50日間	500万円	180万円		治療内容が, 瘢痕拘縮形成術(皮膚を引っ張って伸ばし, 患者の皮膚の発達を待ってからさらに皮膚を引っ張って伸ばしていく)というものである
3 大阪地判平成27年12月3日	頸椎挫傷, 左下腿挫傷等	なし	10ヶ月11日間	279日間	166万円	110万円	治療内容, 通院期間・通院頻度, 受傷内容	症状が他覚的所見の乏しい神経症状であること
4 仙台地裁平成26年10月15日	非骨傷性脊髄損傷, 腰部椎間板ヘルニア	91日間	14ヶ月間	検討なし	240万円	220万円	通院期間, 治療内容	通院期間は長期間 治療内容は経過観察やマッサージ
5 大阪地判平成26年5月13日	右前腕打撲, 腰部捻挫, 全身打撲等	なし	9ヶ月間	検討なし	380万円	125万円	通院期間, 心因的な要素の関与, 症状内容	通院期間の長期化に心因的な要素が関与
6 大阪地判平成25年12月3日	左膝関節打撲, 挫創, 左膝内側副靭帯挫傷, 頸部捻挫等	34日間	451日間	204日間	206万円	190万円	通院経過, 症状経過, 症状内容	(減額事由) 症状内容が神経症状 原告の症状が医学的な証明を伴う器質的なものであるとは認められない (増額事由) 軟部組織の一部について一定の変化があること 症状内容が神経症状としてはある程度強度のものに属すること 派生症状として腰痛を伴っており, 実際の生活上相当な不便が生じていること
7 東京地判平成25年7月16日	交通外傷, 頭部打撲, 下腿打撲挫傷, 頸椎症, 歯牙欠損, 顎関節異常		15ヶ月間	363日間	200万円	150万円	傷害の内容・程度, 通院治療の状況, 症状の回復の経過, 本件事故の態様, 本件に現れた一切の事情	原告が受傷の痛みに耐えつつ自身の診療業務に従事し, その収入を維持する努力を払っていたこと